

志賀原子力発電所 原子炉施設保安規定の変更認可申請について

平成25年6月7日
北陸電力株式会社

当社は、本日(6月7日)、志賀原子力発電所 原子炉施設保安規定¹(以下、「保安規定」)の変更認可を原子力規制委員会に申請しましたので、お知らせします。

当社は、平成18年7月、志賀原子力発電所に大型計算機の改修等の対応箇所として大型改良担当を設置しましたが、当初計画していた業務が完了する見込みであり、同担当を廃止することとしました。

今回の保安規定の変更認可申請は、この組織改編を反映し、保安規定に示す大型改良担当課長の職務を削除するものです。

また、今回の変更にあわせ、原子力規制委員会設置法の施行、原子力安全推進協会設立に伴う条文の一部変更²をしております。

今後、申請の内容について国の審査を受けることになります。

以上

1 原子炉施設保安規定

原子炉の運転や保安のために必要な事項を定めた規定であり、事業者が作成・申請し、国の認可を受けているもの。

2 原子力規制委員会設置法の施行等に伴う条文の一部変更内容

- ・主務大臣を「経済産業大臣」から「原子力規制委員会」に変更
- ・「日本原子力技術協会」を「原子力安全推進協会」に変更 等